

答申第133号
(諮問第155号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年8月29日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4年8月15日付けで実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成29年1月1日から令和4年8月12日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告書（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、条例第7条第1号に掲げる情報が記録されているとして一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）を行い、令和4年8月29日付けで審査請求人に通知した。

- (1)労働者死傷病報告（平成30年6月15日受付）（以下「公開文書1」という。）
- (2)労働者死傷病報告（平成30年7月25日受付）（以下「公開文書2」という。）
- (3)労働者死傷病報告（平成30年12月19日受付）（以下「公開文書3」という。）
- (4)労働者死傷病報告（4～6月分）の提出について（平成30年10月22日受付）（以下「公開文書4」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（昭和26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年9月16日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件一部公開決定処分の取消し及び非公開情報に該当しない箇所の変更を公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

対象文書に記載された「被災労働者」は、「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員」であるため、条例第 7 条第 1 号ハにおける「公務員等」に該当する。また、報告の対象となる「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とは、まさしく同号ハにおける「公務員等職務遂行情報」であるため、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は公開すべきである。

とりわけ、審査請求人は、災害発生日時からどの程度の期間を経て、事業場から大分県人事委員会へ提出されたかに関心があり、地方自治体は労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 97 条第 1 項の「遅滞なく」をどれぐらいの期間の幅であると解釈されているかの統計を制作したいため、とりわけ、災害発生日及び日時の開示を求める。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 被災労働者は地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員であるが、条例第 7 条第 1 号ハで規定されている公務員職務遂行情報は、公務員等が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するとされているところ、労働者死傷病報告の記載内容は、被災職員の職務の遂行の内容に係るものとはいえない。したがって、被災労働者の氏名、年齢及び生年月日は、同号ハには該当しない。
- 2 条例第 7 条第 1 号ハに該当しないため、「公開文書 2」及び「公開文書 4」の 2 件では被災労働者の氏名及び年齢を非公開とし、「公開文書 3」では被災労働者の氏名及び生年月日を非公開としている。これは、被災労働者の氏名及び年齢又は氏名及び生年月日が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるためである。
- 3 「公開文書 1」は、被災労働者の死亡事案に関するものであり、条例第 7 条第 1 号ハに該当しないため、非公開とした部分は、次の各項目の記載内容である。

- ・ 事業場の名称のうち括弧内の所属名
- ・ 発生日時
- ・ 被災労働者の氏名
- ・ 生年月日
- ・ 休業見込日数又は死亡日時のうち死亡日時（発見日時）
- ・ 傷病名
- ・ 傷病部位

- ・被災地の場所
- ・災害発生状況及び原因
- ・略図

上記の各項目には、被災労働者に関する情報が一体として記載されており、これらの情報は、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、特に「災害発生状況及び原因」には、本件災害発生時の被災労働者個人の具体的かつ詳細な状況が、「略図」には「事業場の名称のうち括弧内の所属名」及び「被災地の場所」の記載内容を表す情報が、全体にわたって示されている。

さらに、本事案について、労働者死傷病報告の各項目（生年月日を除く。）に記載される内容を含む情報が過去に報道されていることから、当該労働者死傷病報告において非公開とした部分を仮に公開した場合、過去に報道された情報等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる。また、事業所内の一定範囲の者についても他の情報と照合することにより、容易に特定の個人を識別することができる。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときに、事業者から労働安全衛生規則97条に基づき所轄労働基準監督機関の長に提出する報告書のうち、平成29年1月1日から令和4年8月12日までの間に受け付けた公文書である。

2 公開決定及び非公開決定の適否について

(1) 公務員職務遂行情報該当性について

条例第7条第1号では、公開請求があったときの非公開事項と非公開事項から除外される情報を規定しており、同号ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（以下「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、除外情報となることが規定されている。

実施機関は、「公務員等職務遂行情報は、公務員等が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するとされていることから、労働者死傷病報告の記載内容は、被災職員の職務の遂行の内容に係るものとはいえず、条例7条1号ハには該当しない」という判断から本件対

象公文書について氏名及び年齢（又は生年月日）を非公開とした。

そもそも、公務員等職務遂行情報とはその担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、当該職員にとっては、その公務員等職務遂行情報に該当しないとされている。

本件対象公文書は人事管理上保有する職員の健康情報等を報告するという性質のものであるため、被災職員の職務の遂行の内容に係るものとはいえないとする実施機関の主張は、妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

① 「公開文書1」「公開文書2」「公開文書3」「公開文書4」について

上記のとおり、労働者死傷病報告書の記載内容は公務員等職務遂行情報には該当しないため、本件公開請求に対し、氏名及び年齢（又は生年月日）については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるとして非公開としたことは妥当である。

② 「公開文書1」について

被災労働者の死亡事案に関するものであり、実施機関は、労働者死傷病報告の各項目（生年月日を除く。）に記載される内容を含む情報が過去に報道されていることから、当該労働者死傷病報告において非公開とした部分を仮に公開した場合、過去に報道された情報等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとの判断から、事業場の名称のうち括弧内の所属名、発生日時、被災労働者の氏名、休業見込日数又は死亡日時のうち死亡日時（発見日時）、傷病名、傷病部位、被災地の場所、災害発生状況及び原因、略図（以下「本件非公開情報」という。）に関して非公開としたとしている。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、実施機関の主張のとおり、生年月日を除く情報は過去に報道された情報等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることが認められた。

したがって、過去に報道された情報と本件非公開部分を照合することにより特定の個人を識別することができるとの実施機関の主張に問題はなく、本件非公開情報を非公開としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、本件処分の妥当性は上記のとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年3月6日	諮 問
令和5年3月22日	事案審議（令和4年度第10審査会）
令和5年5月31日	事案審議（令和5年度第2回審査会）
令和5年6月28日	事案審議（令和5年度第3回審査会）
令和5年7月26日	答申決定（令和5年度第4回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	R5.6.30 退任
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	R5.7.1 就任
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	R5.3.31 退任
徳 丸 由美子	大分県地域婦人団体連合会副会長	R5.4.1 就任